

都賀地域会議だより

第14号

平成31年
3月

都賀地域会議では、現在、「総合支所複合化検討部会」を設置し、「都賀総合支所複合化整備事業」の検討を行っています。
今号では、この事業について特集でお知らせします。

総合支所と公民館の建て替えについて(第2回)

市では、総合支所や公民館等の複数の公共施設を一つの建物に集約・整備する「総合支所複合化整備事業」を進めています。

その中で、都賀地域は総合支所が最も古く、公民館等の老朽化も進んでいることから、他の地域に先駆けて、複合施設の建設に向けた都賀総合支所複合化整備基本計画を策定することとなりました。

今回は、市と地域会議総合支所複合化検討部会等で行っている基本計画の**検討状況について質問回答形式でお知らせ**します。

なお、今後の検討により、変更になることもございます。

【目次】

- Q1 都賀総合支所複合化整備事業とは何ですか。
- Q2 複合施設はどこに建設するのですか。
- Q3 今ある公共施設はどうなるのですか。
- Q4 事業のスケジュールはどうなっていますか。

【参考：都賀地域の公共施設の状況】



都賀総合支所(1958年度築)



都賀公民館(1973年度築)



発行：都賀地域まちづくりセンター（都賀地域づくり推進課内）

〒328-0192 栃木市都賀町家中5982-1

電話：0282-29-1100 FAX：0282-28-0169

E-mail：t-chiiki@city.tochigi.lg.jp

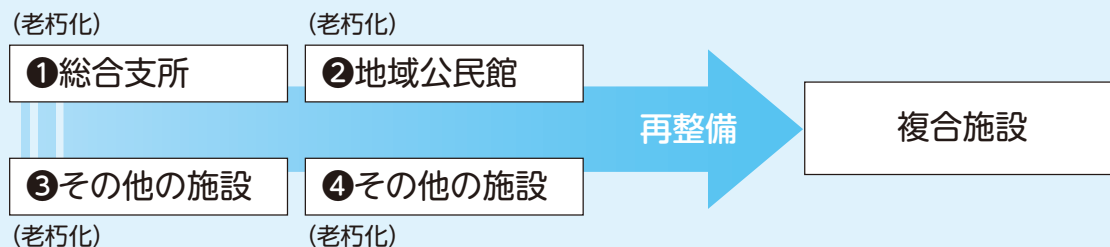
Q1 都賀総合支所複合化整備事業とは何ですか。

A ポイントをお知らせします。

ポイント①

現在、別々に建っている総合支所や公民館などの複数の公共施設を一つの建物に統合して、新しい施設を建築するものです。(複数の公共施設の機能を兼ね備えることから、この施設を「複合施設」といいます。)

《総合支所複合化整備事業の流れ》



ポイント②

「公共施設の再編」のモデル事業として実施するものですので、現在の施設の利用実態、将来的な人口予測、人口規模の同じような他自治体の事例などを踏まえ、コンパクトな面積で施設を整備します。

《複合施設の面積の考え方》

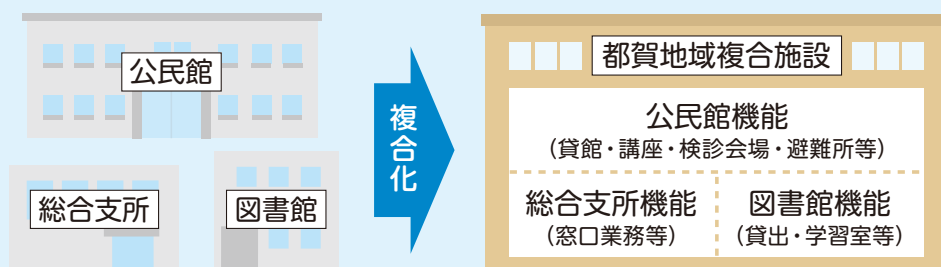
- × 複合施設の面積 = ①+②+③+④の面積
- 複合施設の面積 = 将来人口や施設の利用実態から必要な面積

ポイント③

都賀地域の複合施設は、現在、別々の建物にある「総合支所」、「公民館」、「図書館」で行っているサービスを一つの建物で利用できる施設を検討しています。

なお、都賀地域の自治会アンケートにて「複合施設の全体像として重視すべき点」をお伺いしたところ、下のような結果となりましたので、これらも参考に検討を進めます。

《都賀地域の複合施設のイメージ》



《複合施設の全体像 自治会アンケート結果 (6つの選択肢から上位2つ選択)》

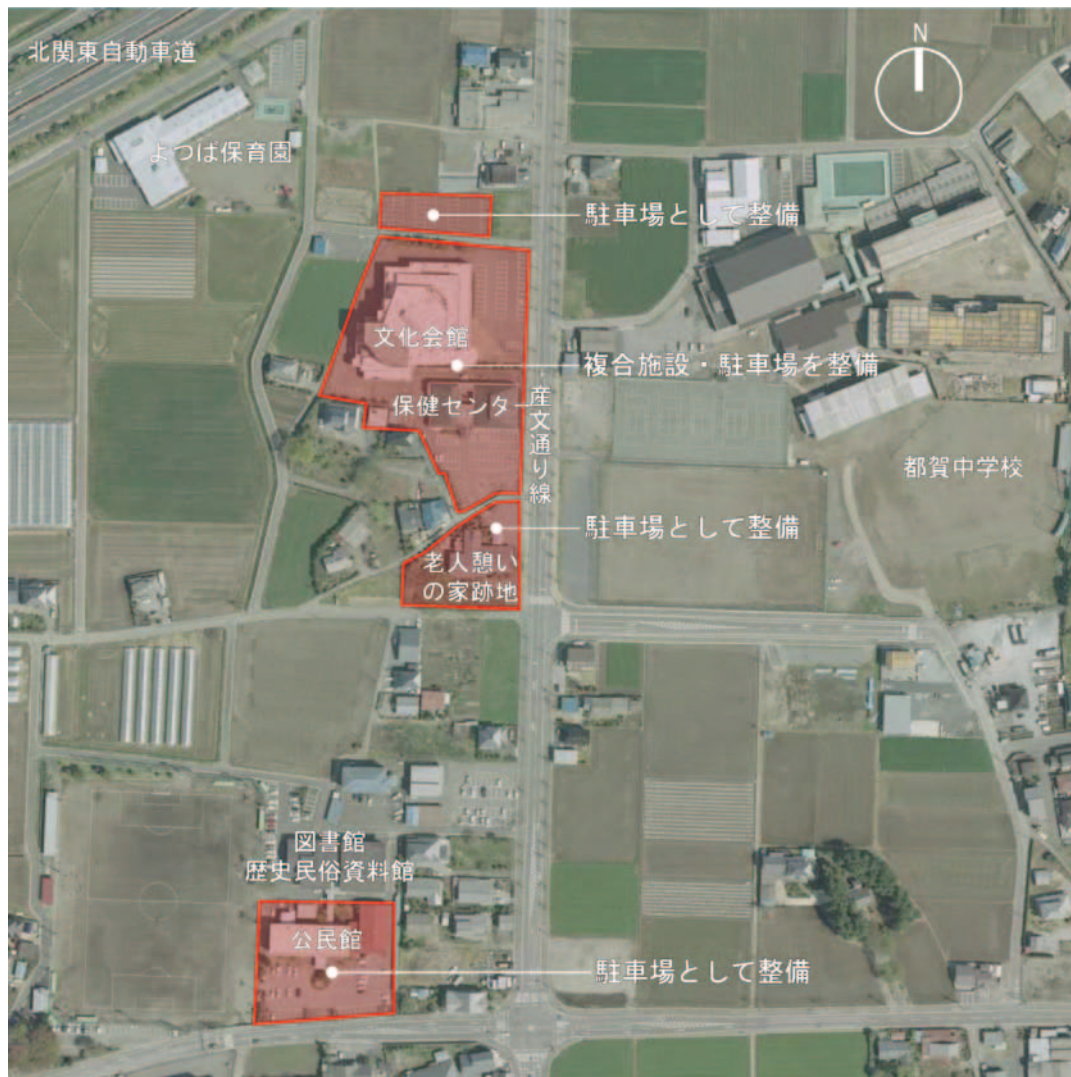
- 第1位として最も多い11自治会が選択
一つ一つの機能は小さくても色々な用事を済ませることができる施設
- 第2位として最も多い8自治会が選択
行政手続きや相談窓口などの総合支所機能が最も充実した施設

Q2 複合施設はどこに建設するのですか。

A 「都賀地域のまちづくりの流れ」、「施設の利便性」、「事業の実現性」などの観点から、現在の都賀文化会館と都賀保健センターの敷地を利用して、複合施設を建設します。

また、都賀公民館、老人憩いの家の敷地は、駐車場として整備を行います。

【都賀地域総合支所複合化整備事業 土地利用計画】



: 市有地（整備敷地）

【建設場所の選定理由】

- ① 旧都賀町時代から公共施設を集積し「まちづくり」を行ってきており、合併後も「地域拠点」とされたエリアである。（まちづくりの流れ）
- ② 都賀地域のどこからもアクセスしやすい。（施設の利便性）
- ③ まとまった市有地の利活用により、新たに用地を買い求めて行うよりも事業費を抑制できる。（事業の実現性）
- ④ このエリアにある市有地の中で最も大きな「都賀文化会館と保健センターの敷地」に複合施設を建設することで、同じ敷地内に多くの駐車場を確保することができる。（施設の利便性、高齢社会への対応）

Q3 今ある公共施設はどうなるのですか。

A この事業は、公共施設の再編のモデル事業ですので、「新たな公共施設の建設は既存施設の廃止が条件」という公共施設の再編に関する取り組みの基本方針に沿って行うものになります。

また、Q2のとおり、現在、公共施設が建っている敷地に、複合施設の建設や駐車場の整備を計画していますので、既存の公共施設を廃止・解体して行うものになります。

具体的には、次の表のとおり検討しています。

なお、解体となる既存の公共施設で行われている事業や活動のうち、地域住民対象の事業(例:集団検診)や地域団体の活動(例:文化祭)は、複合施設で継続できるよう公民館機能(貸館の各部屋)の仕様や設備面で配慮した整備を検討しています。

【今ある公共施設の取り扱い】

	取り扱方針	解体時期(予定)
都賀総合支所	・建物を解体	複合施設完成後に解体
都賀文化会館(※1)	・建物を解体 ・複合施設の建設地と駐車場の用地として利用	複合施設建設のため、先行して解体
都賀保健センター		
都賀公民館	・建物を解体 ・駐車場の用地として利用	複合施設完成後に解体
都賀図書館	・複合施設の図書館の蔵書の保管場所として建物を利用する予定	—
老人憩いの家(※2)	・駐車場として整備	平成31年度中に解体

※1 都賀文化会館は、公共施設の再編モデル(市域施設)として統合予定

※2 老人憩いの家は、老朽化等の理由により、廃止・解体の方針で手続中

Q4 事業のスケジュールはどうなっていますか。

A 現在策定している基本計画において詳細を検討中ですが、現時点での想定では、2023年度中の完成を目指しています。

なお、2020年度の後半に予定する既存の公共施設の解体工事の開始時期は、スケジュールに沿った事業の推進と施設利用の状況の両面を考慮のうえで具体的な時期を検討します。

【事業スケジュール】

年 度	実施内容
2019年度	【前半】基本計画の策定 【後半】設計
2020年度	【通年】設計 【後半】既存の公共施設の解体工事開始
2021～23年度	新築工事